

令和4事務年度 所得税及び消費税調査等の状況

令和5年11月

東京国税局

I 調査等の状況

- 1 所得税の調査等の状況
- 2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

II トピックス（主な取組）

- 1 富裕層に対する調査状況
- 2 海外投資等を行っている個人に対する調査状況
- 3 インターネット取引を行っている個人に対する調査状況
- 4 無申告者に対する調査状況
- 5 消費税の還付申告者への調査状況
- 6 所得税の不正還付申告書の課税処理の状況

III 参考計表

- 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10業種

I 調査等の状況

1 所得税の調査等の状況

- 実地調査の件数、非違件数、申告漏れ所得金額の総額及び追徴税額の総額は増加し、1件当たりの申告漏れ所得金額及び追徴税額についても高水準
- 文書等による接触方法を積極的に組み合わせることにより、簡易な接触による調査等件数、非違件数、申告漏れ所得金額及び追徴税額は、1件当たりも含め、全て増加

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 実地調査の件数は、特別調査・一般調査が8千4百件（前事務年度5千8百件）、着眼調査が1千4百件（同1千6百件）であり、合計9千8百件（同7千4百件）、このほか、簡易な接触の件数は17万2千件（同15万5千件）となっています。
- これらの調査等の合計件数は18万1千件（同16万3千件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は9万4千件（同8万5千件）となっています。

(2) 申告漏れ所得（調査等の対象となった全ての年分の合計）金額の状況

- 実地調査による申告漏れ所得金額は、1,873億円（同1,555億円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは1,741億円（同1,424億円）、着眼調査によるものは132億円（同131億円）となっています。
- また、簡易な接触による申告漏れ所得金額は1,030億円（同716億円）となっており、調査等合計では2,903億円（同2,270億円）となっています。

(3) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 実地調査による追徴税額は、319億円（同305億円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは307億円（同293億円）、着眼調査によるものは12億円（同11億円）となっています。
なお、実地調査による追徴税額を1件当たりで見ると、326万円（同410万円）となっています。
- また、簡易な接触による追徴税額は191億円（同95億円）となっており、調査等合計では510億円（同400億円）となっています。

（参考）

- 1 実地調査（特別調査・一般調査）とは、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に深度ある調査を行うもので、特に、特別調査は、多額な脱漏が見込まれる個人を対象に、相当の日数（1件当たり10日以上を目安）を確保して実施しているものです。
- 2 実地調査（着眼調査）とは、資料情報や申告内容の分析の結果、申告漏れ等が見込まれる個人を対象に実地に臨場して短期間で行う調査です。
- 3 簡易な接触とは、原則、納税者宅等に臨場することなく、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接を行い、申告内容を是正するものです。

○ 所得税の調査等の状況

区分 項目		実地調査						簡易な接触		調査等合計	
		特別・一般		着眼		計					
			対前年比		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比
調査等件数	件	5,838		1,590		7,428		155,334		162,762	
		8,383	143.6%	1,407	88.5%	9,790	131.8%	171,501	110.4%	181,291	111.4%
申告漏れ等の 非違件数	件	5,250		1,150		6,400		78,796		85,196	
		7,381	140.6%	1,068	92.9%	8,449	132.0%	85,314	108.3%	93,763	110.1%
申告漏れ 所得金額	億円	1,424		131		1,555		716		2,270	
		1,741	122.3%	132	100.8%	1,873	120.5%	1,030	143.9%	2,903	127.9%
追徴 税額	本税 億円	246		10		256		92		348	
		259	105.3%	11	110.0%	269	105.1%	188	204.3%	458	131.6%
	加算税 億円	48		1		49		3		52	
		48	100.0%	1	100.0%	50	102.0%	2	66.7%	52	100.0%
	計 億円	293		11		305		95		400	
		307	104.8%	12	109.1%	319	104.6%	191	201.1%	510	127.5%
一件 当たり	申告漏れ 所得金額 万円	2,440		821		2,093		46		140	
		2,077	85.1%	940	114.5%	1,913	91.4%	60	130.4%	160	114.3%
	本税 万円	421		63		344		6		21	
		309	73.4%	76	120.6%	275	79.9%	11	183.3%	25	119.0%
加算税 万円	82		9		66		0.2		3		
	58	70.7%	11	122.2%	51	77.3%	0.1	50.0%	3	100.0%	
	計 万円	503		71		410		6		25	
		366	72.8%	86	121.1%	326	79.5%	11	183.3%	28	112.0%

(注) 1 令和4年7月から令和5年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。

2 上段は、前事務年度の計数である。

3 「簡易な接触」の件数には、更正の請求等に基づく減額更正や添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。

4 追徴税額（本税）には、復興特別所得税額を含む。

5 実地調査の件数は、所得税と消費税の実地調査件数である。

(参考) 譲渡所得の調査等の状況

- 所得税のうち譲渡所得に係る調査等の件数が、6千6百件(前事務年度5千8百件)であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数が、5千1百件(同4千3百件)となっています。申告漏れ所得金額(調査等の対象となった全ての年分の合計)は、651億円(同675億円)となっています。

○ 譲渡所得の調査等の状況

事務年度等 項目	3事務年度	4事務年度	対前年比
① 調査等件数	件	件	%
	5,759	6,645	115.4
土地建物等	4,422	4,897	110.7
株式等	1,337	1,748	130.7
② 申告漏れ等の 非違件数	件	件	%
	4,271	5,061	118.5
土地建物等	3,109	3,546	114.1
株式等	1,162	1,515	130.4
③ 非違割合 (② / ①)	%	%	ポイント
	74.2	76.2	2.0
土地建物等	70.3	72.4	2.1
株式等	86.9	86.7	▲ 0.2
④ 申告漏れ所得金額	億円	億円	%
	675	651	96.5
土地建物等	437	436	99.8
株式等	238	215	90.4
⑤ 1件当たり申告 漏れ所得金額 (④ / ①)	万円	万円	%
	1,172	980	83.6
土地建物等	988	890	90.1
株式等	1,781	1,232	69.1

(注) 1 土地建物等は、土地建物(分離譲渡所得)及び金地金等(総合譲渡所得)である。

2 土地建物等は、課税年分ごとに1件としている。

2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

- 実地調査の件数、非違件数及び追徴税額の総額は増加し、1件当たりの追徴税額についても高水準
- 文書等による接触方法を積極的に組み合わせることにより、簡易な接触による調査等件数及び非違件数は増加し、追徴税額の総額についても高水準

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 実地調査の件数は、特別調査・一般調査が3千5百件（前事務年度2千3百件）、着眼調査が5百件（同7百件）であり、合計4千件（同2千9百件）、このほか、簡易な接触の件数は2万1千件（同2万件）となっています。
- これらの調査等の合計件数は2万6千件（同2万3千件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は1万6千件（同1万4千件）となっています。

(2) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 実地調査による追徴税額は、70億円（同51億円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは66億円（同47億円）、着眼調査によるものは4億円（同4億円）となっています。
なお、実地調査による追徴税額を1件当たりで見ると、173万円（同174万円）となっています。
- また、簡易な接触による追徴税額は20億円（同22億円）となっており、調査等合計では90億円（同73億円）となっています。

○ 消費税（個人事業者）の調査等の状況

区分 項目	実地調査						簡易な接触		調査等合計		
	特別・一般		着眼		計						
		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比	
調査等件数 件	2,295		654		2,949		20,483		23,432		
	3,503	152.6%	547	83.6%	4,050	137.3%	21,454	104.7%	25,504	108.8%	
申告漏れ等の 非違件数 件	1,968		502		2,470		11,563		14,033		
	2,849	144.8%	422	84.1%	3,271	132.4%	12,466	107.8%	15,737	112.1%	
追徴税額	本税 億円	39		3		42		21		64	
		54	138.5%	3	100.0%	57	135.7%	19	90.5%	76	118.8%
	加算税 億円	8		0.7		9		0.7		10	
		12	150.0%	0.6	85.7%	13	144.4%	1.1	157.1%	14	140.0%
	計 億円	47		4		51		22		73	
		66	140.4%	4	100.0%	70	137.3%	20	90.9%	90	123.3%
一件当たり 追徴税額	本税 万円	170		50		143		11		27	
		154	90.6%	58	116.0%	141	98.6%	9	81.8%	30	111.1%
	加算税 万円	36		10		30		0.4		4	
		35	97.2%	11	110.0%	32	106.7%	0.5	125.0%	6	150.0%
	計 万円	206		60		174		11		31	
		189	91.7%	69	115.0%	173	99.4%	9	81.8%	35	112.9%

- (注) 1 令和4年7月から令和5年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。
 2 上段は、前事務年度の計数である。
 3 「簡易な接触」の件数には、更正の請求等に基づく減額更正や添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。
 4 消費税の追徴税額には、地方消費税（譲渡割額）を含む。

Ⅱ トピックス（主な取組）

1 富裕層に対する調査状況

～申告漏れ所得金額の総額は581億円で過去最高～

- 有価証券・不動産等の大口所有者、経常的な所得が特に高額な個人、海外投資等を積極的に行っている個人など、「富裕層」に対して、資産運用の多様化・国際化が進んでいることを念頭に積極的に調査を実施しています。
 - 令和4事務年度においては、1,269件（前事務年度916件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
 - 1件当たりの申告漏れ所得金額は、4,578万円（同4,850万円）となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の2,077万円（同2,440万円）に比べ、2.2倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は、過去最高だった昨年をさらに上回り581億円（同444億円）に上ります。
 - 1件当たりの追徴税額は659万円（同1,392万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の366万円（同503万円）に比べ1.8倍となっています。また、追徴税額の総額は84億円（同128億円）に上ります。
 - 特に、海外投資等を行っている「富裕層」に対しては、1件当たりの追徴税額は1,362万円（同3,955万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の366万円（同503万円）に比べ3.7倍となっています。

○ 富裕層に対する調査の状況

項目	事務年度等			4事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
	3事務年度	4事務年度	対前年比	
調査件数	916	1,269	138.5%	8,383
申告漏れ等の非違件数	817	1,105	135.3%	7,381
申告漏れ所得金額	444	581	130.9%	1,741
追徴税額	128	84	65.6%	307
一件当たり 申告漏れ所得金額	4,850	4,578	94.4%	2,077
一件当たり 追徴税額	1,392	659	47.3%	366

○ 海外投資等をした「富裕層」に対する調査の状況

項目	事務年度等			4事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
	3事務年度	4事務年度	対前年比	
調査件数	207	311	150.2%	8,383
申告漏れ等の非違件数	188	281	149.5%	7,381
申告漏れ所得金額	199	375	188.4%	1,741
追徴税額	82	42	51.2%	307
一件当たり 申告漏れ所得金額	9,612	12,052	125.4%	2,077
一件当たり 追徴税額	3,955	1,362	34.4%	366

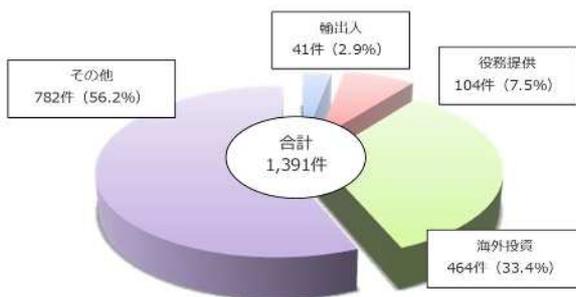
2 海外投資等を行っている個人に対する調査状況 ～申告漏れ所得金額は総額及び1件当たり過去最高～

- 経済社会の国際化に適切に対応していくため、有効な資料情報の収集に努めるとともに、海外投資を行っている個人や海外資産を保有している個人などに対して、国外送金等調書、国外財産調書、租税条約等に基づく情報交換制度のほか、CRS情報（共通報告基準に基づく非居住者金融口座情報）などを効果的に活用し、積極的に調査を実施しています。
 - 令和4事務年度においては、1,391件（前事務年度1,022件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
 - 1件当たりの申告漏れ所得金額は、過去最高だった昨年をさらに上回り4,794万円（同4,155万円）となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の2,077万円（同2,440万円）と比べ2.3倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は667億円（同425億円）に上ります。
 - 1件当たりの追徴税額は782万円（同1,225万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の366万円（同503万円）と比べ2.1倍となっています。また、追徴税額の総額は109億円（同125億円）に上ります。

○ 海外投資等を行っている個人に対する調査の状況

項目		事務年度等		対前年比	4事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
		3事務年度	4事務年度		
調査	件数	1,022	1,391	136.1%	8,383
申告漏れ等の非違件数	件	919	1,268	138.0%	7,381
申告漏れ所得金額	億円	425	667	156.9%	1,741
追徴税額	億円	125	109	87.2%	307
1件当たり	申告漏れ所得金額	4,155	4,794	115.4%	2,077
	追徴税額	1,225	782	63.8%	366

○ 取引区分別の調査の状況



(注) ()内の数値は構成比

【1件当たりの申告漏れ所得金額】



1 「輸出入」: 事業に係る売上及び原価に係る取引で、海外の輸出(入)業者との契約による取引をいう。
 2 「役務提供」: 工事請負、プログラム設計など海外において行う、労力、技術等の第三者に対するサービスの提供をいう。
 3 「海外投資」: 海外の不動産、証券などに対する投資(預貯金等の海外での蓄財を含む。)をいう。
 4 「その他」: 海外で支払を受ける給与など、1～3に該当しない取引等をいう。

3 インターネット取引を行っている個人に対する調査状況

～暗号資産等取引を含め、調査件数や追徴税額は高水準～

- インターネット上のプラットフォームを介して行うシェアリングエコノミー等新分野の経済活動（注）に係る取引や暗号資産（仮想通貨）等の取引を行っている個人に対しては、資料情報の収集・分析に努め、積極的に調査を実施しています。

<シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に係る取引を行っている個人に対する調査状況>

- 令和4事務年度においては、348件（前事務年度186件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、1,781万円（同1,657万円）となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は62億円（同31億円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は351万円（同325万円）となっています。また、追徴税額の総額は12億円（同6億円）に上ります。

（注） シェアリングエコノミー等新分野の経済活動とは、シェアリングビジネス・サービス、ネット広告（アフィリエイト等）、デジタルコンテンツ、ネット通販、ネットオークションその他新たな経済活動を総称した経済活動のことをいいます。

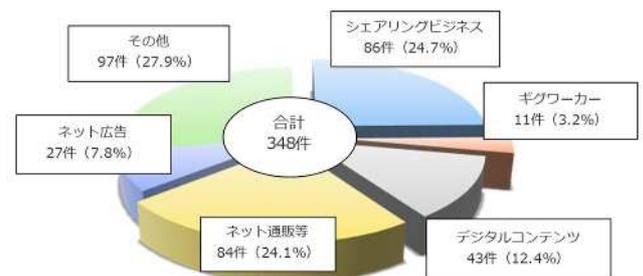
<暗号資産（仮想通貨）等取引を行っている個人に対する調査状況>

- 令和4事務年度においては、165件（前事務年度114件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、4,265万円（同3,935万円）となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は70億円（同45億円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は1,272万円（同1,082万円）となっています。また、追徴税額の総額は21億円（同12億円）に上ります。

○ シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に係る取引（調査状況）

項目	事務年度等			4事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体	
	3事務年度	4事務年度	対前年比		
調査件数 件	186	348	187.1%	8,383	
申告漏れ等の非違件数 件	170	301	177.1%	7,381	
申告漏れ所得金額 億円	31	62	200.0%	1,741	
追徴税額 億円	6	12	200.0%	307	
一件当たり	申告漏れ所得金額 万円	1,657	1,781	107.5%	2,077
	追徴税額 万円	325	351	108.0%	366

【取引区分別の調査状況】



○ 暗号資産（仮想通貨）等取引（調査状況）

項目	事務年度等			4事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体	
	3事務年度	4事務年度	対前年比		
調査件数 件	114	165	144.7%	8,383	
申告漏れ等の非違件数 件	109	151	138.5%	7,381	
申告漏れ所得金額 億円	45	70	155.6%	1,741	
追徴税額 億円	12	21	175.0%	307	
一件当たり	申告漏れ所得金額 万円	3,935	4,265	108.4%	2,077
	追徴税額 万円	1,082	1,272	117.6%	366

（注）（ ）内の数値は構成比

（参考）：主な取引例

- 1 シェアリングビジネス・・・民泊、カーシェアリング、クラウドソーシングなど
- 2 ギグワーカー・・・配達代行業など
- 3 デジタルコンテンツ・・・アプリ作成・配信、有料メルマガなど
- 4 ネット通販等・・・ネット通販、ネットオークション、ドロップシッピングなど
- 5 ネット広告・・・アフィリエイトなど
- 6 その他・・・1～5に該当しない新分野の経済活動に該当する取引

4 無申告者に対する調査状況

～所得税は1件当たりの申告漏れ所得金額が高水準、消費税は総額及び1件当たりの追徴税額が過去最高～

- 無申告は、申告納税制度の下で自発的に適正な納税をしている納税者に強い不公平感をもたらすこととなるため、的確かつ厳格に対応していく必要があります。こうした無申告者に対しては、更なる資料情報の収集及び活用を図るなどして、実地調査のみならず、簡易な接触も活用し積極的に調査を実施しています。

<所得税無申告者に対する調査状況>

- 令和4事務年度においては、1,227件（前事務年度955件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、3,510万円（同4,717万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の2,077万円（同2,440万円）に比べ1.7倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は431億円（同450億円）となっています。
- 1件当たりの追徴税額は511万円（同992万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の366万円（同503万円）の1.4倍となっています。また、追徴税額の総額は63億円（同95億円）となっています。

<消費税無申告者に対する調査状況>

- 令和4事務年度においては、1,368件（同1,014件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの追徴税額は過去最高だった昨年をさらに上回り317万円（同287万円）で、消費税の実地調査（特別・一般）全体の189万円（同206万円）の1.7倍となっています。また、追徴税額の総額も過去最高の43億円（同29億円）に上ります。

○ 無申告者に対する調査の状況

<所得税>

項目	事務年度等			4事務年度 実地調査 (特別・一般)全体
	3事務年度	4事務年度	対前年比	
調査件数 件	955	1,227	128.5%	8,383
申告漏れ所得金額 億円	450	431	95.8%	7,381
追徴税額 億円	95	63	66.3%	307
1件当たり 申告漏れ所得金額 万円	4,717	3,510	74.4%	2,077
1件当たり 追徴税額 万円	992	511	51.5%	366

<消費税>

項目	事務年度等			4事務年度 実地調査 (特別・一般)全体
	3事務年度	4事務年度	対前年比	
調査件数 件	1,014	1,368	134.9%	3,503
追徴税額 億円	29	43	148.3%	66
1件当たり 追徴税額 万円	287	317	110.5%	189

5 消費税の還付申告者への調査状況

- 消費税の還付申告は、申告書の添付書類や保有する資料情報等に基づき厳格な審査を行い、申告内容に疑義がある場合には、還付を保留し、実地調査等を行うなどして還付原因等の解明・確認を実施しています。

<消費税の還付申告者への調査状況>

- 令和4事務年度においては、246件（前事務年度146件）実地調査を実施しました。
- 追徴税額の総額は3億円（同2億円）に上ります。

○ 消費税の還付申告者への調査の状況

項目	事務年度等		3事務年度	4事務年度	対前年比
調査件数	件		146	246	168.5%
申告漏れ等の非違件数	件		95	151	158.9%
追徴税額	億円		2	3	150.0%
1件当たり追徴税額	万円		121	134	110.7%

- (注) 1 令和4事務年度は、令和3年1月1日から令和3年12月31日までの課税期間における消費税及び地方消費税の還付申告を行っている個人事業者のうち、令和4事務年度に実地調査行った計数である。
- 2 令和3事務年度は、令和2年1月1日から令和2年12月31日までの課税期間における消費税及び地方消費税の還付申告を行っている個人事業者のうち、令和3事務年度に実地調査行った計数である。
- 3 消費税の追徴税額には、地方消費税（譲渡割額）を含む。

6 所得税の不正還付申告書の課税処理の状況

- 所得税の不正還付は、いわば国庫金の詐取ともいえる悪質性が高い行為であるため、特に厳格な審査・調査を実施しています。
- また、急増する不正還付申告に厳格に対応すべく、警察当局との連携も強め、悪質な不正還付申告書の提出が確認され、詐欺罪等に該当すると判断した場合には、必要に応じて刑事責任追及のための対応を行うことで、適正・公平な課税の実現に努めています。

(注) 各種情報に照らして必要があると認められる場合は、還付金の支払いを一旦保留しつつ、還付申告の内容が適正であるかを確認するため、勤務先等に給与等の支払実績の確認をお願いすることや、職員がご自宅等に直接赴き実地で調査を行うなどにより確認を行っております。

<所得税の不正還付申告書の課税処理の状況>

- 令和4事務年度においては、240件（前事務年度56件）課税処理しました。
- 追徴税額の総額は3億円（同1億円）に上ります。

○ 所得税の不正還付申告書の課税処理の状況

項目	事務年度等		3事務年度	4事務年度	対前年比
		件			
調査件数	件		56	240	428.6%
追徴税額	億円		1	3	300.0%
1件当たり追徴税額	万円		104	117	112.5%

Ⅲ 参考計表

○ 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10業種

順位	業 種 目	1件当たりの 申告漏れ 所得金額	1件当たりの 追徴税額 (含加算税)	前年の 順位
		万円	万円	位
1	太陽光発電	8,289	1,807	-
2	キャバクラ	4,428	1,009	-
3	経営コンサルタント	3,198	795	3
4	鉄骨、鉄筋工事	2,668	555	-
5	コンテンツ配信	2,478	472	-
6	冷暖房設備 工事	2,152	405	-
7	板金工事	1,944	437	-
8	外構工事	1,803	268	12
9	電気配線工事	1,740	315	4
10	中華料理店	1,730	339	-

- (注) 1 上記調査事績は、特別調査及び一般調査に基づく実施結果である。
- 2 「前年の順位」は、事業所得を有する個人の前年の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位20位に該当するものについて、その順位を記載している。

(付表) 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な業種

事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な業種

	平成25事務年度		平成26事務年度		平成27事務年度		平成28事務年度		平成29事務年度	
	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円
1	風俗業	4,351	風俗業	3,135	キヤバレー	3,174	風俗業	2,211	キヤバレー	2,283
2	情報サービス	2,407	型枠工事	1,043	情報サービス	1,595	キヤバレー	1,807	風俗業	2,170
3	バレー	1,254	情報サービス	983	司法書士、行政書士	1,374	生命保険外交員	1,364	漫画家	1,995
4	美容	932	土木工事	982	鉄骨、鉄筋工事	1,342	プロگرامマー	1,245	スタンダードパー	1,655
5	プロگرامマー	855	写真家	958	型枠工事	1,334	防水工事	1,179	宅配	1,575

	平成30事務年度		令和元事務年度		令和2事務年度		令和3事務年度		令和4事務年度	
	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円								
1	美術ことう品	3,908	経営コンサルタント	5,168	経営コンサルタント	2,400	シエンジニア	2,572	太陽光発電	8,289
2	保険代理業	2,419	太陽光発電	3,921	商工デザイン	1,878	商工業デザイン	2,193	キヤバクラ	4,428
3	学習塾経営	2,340	キヤバクラ	3,056	冷暖房設備	1,635	経営コンサルタント	2,160	経営コンサルタント	3,198
4	キヤバクラ	2,269	眼科	2,126	シエンジニア	1,633	電気配線工事	1,873	鉄骨、鉄筋工事	2,668
5	経営コンサルタント	2,269	映画、テレビ等俳優	1,799	水道衛生工事	1,424	弁護士	1,746	コンテンツ配信	2,478

(注) 1 1件当たりの申告漏れ所得は、調査全年分に係るものである。
 2 平成30事務年度4位の「キヤバクラ」は、平成28事務年度まで「キヤバレー」として業種管理していたが、業態に合わせて管理を細分化したことに伴い初出したもの。
 3 平成30事務年度5位の「経営コンサルタント」は、平成28事務年度まで「その他経営サービス」として業種管理していたが、業態に合わせて管理を細分化したことに伴い初出したもの。
 4 令和元事務年度2位の「太陽光発電」は、平成28事務年度まで「その他の製造卸売」として業種管理していたが、業態に合わせて管理を細分化したことに伴い初出したもの。
 5 令和2事務年度4位の「システムエンジニア」は、平成28事務年度まで「その他技術サービス」などとして業種管理していたが、業態に合わせて管理を細分化したことに伴い初出したもの。